

バカシ半島領有問題をめぐる ナイジェリア, カメルーン交渉

望月克哉

ナイジェリアとカメルーンは、1800キロにも及ぶ陸上国境で接しており、その南部領域の帰属をめぐるユニークな歴史を有している。バカシ半島はその最南端に位置し、低湿地で農地としては無価値に等しいものの、その沖合に賦存する水産・石油資源ゆえに両国間に領有論争を惹き起こした。1993年に対立は深刻化し、両国正規軍の衝突にまで発展している。翌94年3月29日、カメルーンが同半島領有問題を、海洋上の境界線の再画定とあわせて国際司法裁判所（以下、ICJ）に提訴した。これが8年以上に及ぶ係争の始まりであり、その間、99年にはナイジェリアが逆提訴、さらに赤道ギニアが介入したことにより、いよいよ問題は複雑な様相を呈するようになった。本稿では、この問題をめぐる両国間交渉の経緯を、ICJの判決内容とあわせて跡づける。

1 両当事国の瀬踏みと誤算

2002年9月4日付のナイジェリアの日報は、バカシ地域での「スパイ行為と密入国」を理由にカメルーンで収監されていた自国住民164名が解放され、ナイジェリア当局に引き渡されたと報じ

た。その報道ぶりには、今回の措置を同半島問題解決の兆しと捉えるニュアンスが読み取れた。

実際、翌5日にはパリで、ICJの判決をにらんだ両国大統領による会談が予定されていたのである。これには国連のアナン事務総長が立ち会い、両首脳はICJ判決を尊重することに同意したとされる。BBCによれば、オバサンジョ大統領のパリ行きは公表されておらず、ナイジェリア政府関係者もこれを隠密裏に進めていたと言う。会談内容が報道されたのは週末の7日であった。

同じ7日に、バカシ半島へのナイジェリア国軍部隊の展開が報じられたことから、いっそう、首脳会談の結果に注目が集まった。国軍最高司令部はコメントを出し、この報道を「完全に誤りであり根拠がない」と打ち消した上で、「われわれは2日前にパリで大統領閣下が言明した、そのとおりに進む。われわれは命令にしたがう。われわれが大統領命令に背くことは決してあり得ない」と重ねて強調した。

国軍はもちろんのこと、オバサンジョ大統領はバカシ問題をめぐって国内にいくつかの布石を打っていた。パリでの会談が公になったことから、ICJ判決後をにらんだ次の一手が必要となり、す

かさず9月10日の外相声明で、カメルーンのビィヤ大統領のナイジェリア公式訪問を招請し、10月1日の独立記念日式典にも招待した。ここにきて両国の友好関係を演出する動きに出たのは、いずれ出る判決の影響緩和を狙うものでもあった。

2 ICJ判決の概要

10月10日、ICJはカメルーン、ナイジェリア間の陸上および海洋における国境につき判決を下し、北のチャド湖から南のバカシ半島に至る両国間の境界線を次のように画定した。まずチャド湖地域では、英仏間における1931年ヘンダーソン＝フルーリオ（Henderson-Fleuriat）交換公文の根拠となる1929-30年のトムソン＝マルシャン（Thomson-Marchand）宣言で画定したものと判断し、これに基づく境界線を示した。

チャド湖とバカシ半島の間は三つに区分され、その北の部分については、チャド湖地域と同様、上述の1929-30年宣言に基づく1931年交換公文による境界線を採用した。中部域の境界線は、1913年4月12日の英独合意を根拠とした、1946年8月2日のイギリス枢密院命令によるものとした。さらに南へバカシ半島に至る境界線は、1913年3月11日および同4月12日の英独合意によるものとした。

バカシ半島については、1913年3月11日の英独合意で境界線が画定しており、これにより同半島の主権はカメルーンに帰属すると判示した。

その判決に則り、ICJはナイジェリアとカメルーン両国に対して迅速かつ無条件に、相手国に主権があると判示された領域から、行政支配と、軍ないしは警察を引き揚げるよう勧告した。またカメルーンに対しては、バカシ半島およびチャド湖地域に居住するナイジェリア人住民に継続的に保

護を与えることにつき注意を喚起した。

3 判決に対する両当事国の姿勢

この判決に対し、当然のことながらカメルーン政府当局者は歓迎の声明を出した。同国大統領府は、今回の判決を「国際法の勝利」と賞賛し、「この紛争は解決の時期にきていた」とコメントした。

他方、ナイジェリア政府は、ICJ判決が出た事実を公表した以外、公式コメントを一切出さないばかりか、その後2週間にわたり沈黙を守った。一種の驚きをもって「敗訴」を報じた地元紙（*Vanguard*紙）も、ようやく10月21日付けの紙面で政府声明のタイミングに関し当局者の談話を短く紹介している。20日のインタビューで、メディア・広報担当の大統領アシスタントが「連邦政府は今週中に包括的な声明を出すことになる。それはバカシに関する主要声明と考えてよい」と答えたのであった。その中で明らかになったのは、判決後、ナイジェリア政府が国内外の法律専門家を動員して判決内容の検討を続けてきており、それがカメルーンとの交渉をにらんだものだったということである。

こうして迎えた10月23日、閣議後に運輸相がICJ判決に対する政府声明を読み上げた。それは、判決が多くの基本的事実の認識を欠くとした上、影響を被る地域におけるナイジェリア人住民の存在を強調しつつ、判決を拒否する内容となっている。声明の焦点はバカシ問題にほかならず、判決が住民の権利を考慮することなく植民地宗主国間の取り決めを判断の根拠として採用したこと、さらには法廷がフランス人裁判長をはじめ、旧宗主国であるイギリス人、ドイツ人の判事らで構成されていたことなどを挙げ、判決内容への批判を展開している。また陸上国境やチャド湖に関する部

分でも同様の議論を展開し、結論部分では両当事国間において国境問題の平和的解決を模索する意志を再度示している。

ナイジェリア政府によるICJ判決「拒否」の声明が遅れたのは、政府当局者がこうした判決への準備を怠っていたからである。ナイジェリア政府は「敗訴」を予想だにしておらず、すでに「勝訴」した後のカメルーン側との交渉に検討の重きを置いていたに違いない。政府声明に見られる反論材料の乏しさに加え、旧宗主国による植民地分割を持ち出し、あるいはナイジェリア人（コミュニティ）の権利保護といった情緒に訴える論調は、その証左と言えるであろう。

4 ナイジェリア国内の論調

この政府声明を契機として国内の議論は沸騰した。翌24日の主要紙が、声明の全文を掲載したのをはじめ、各紙それぞれの立場からICJ判決に対する見解を記事にした。外相はじめ政府関係者、有力議員らの発言の多くは政府声明を支持ないし擁護する論調であった。なかにはICJ判決の受け入れを促したナイジェリア駐在イギリス高等弁務官（大使）の発言を見出しに掲げる記事もあったが、これは旧宗主国の関与といった政府声明の論点を強化する材料となっていた。

11月半ばに主要紙の一つ（*The Guardian*紙、2002年11月14日付け）が発表した世論調査の結果でも、7割以上がICJ判決を「ナイジェリアにとってアン・フェアなもの」（73.6%）と回答していた。これは連邦首都準州を含む全国の30州で無作為抽出された1550人の回答を集計した結果で、判決を「フェアである」と答えたのはわずか152名（9.8%）で、全体の1割にも満たない。

有識者による見解として、日刊紙の論説コラム

に注目すると、やはり政府声明が出された当初はこれを支持する内容が目立ったのに対して、しだいに問題解決を見据えた論調にシフトし、さらにはICJ判決の受け入れを明確に主張するものも現れてきた。外相による、カメルーンとの戦争を否定する発言が引用され、あるいは宗教者による集会での戦争反対のメッセージが紹介されるなど、平和的解決に向けた動きを伝える記事も出始めた。

外部の観察者にとってやや意外であったのは、石油資源をめぐる議論が前面に出てこないことである。従来は「バカシ半島」＝「石油資源」という図式が大勢であった。海洋石油資源をめぐるのは、これを国家の収入源とみなす連邦政府と、自らの排他的権利を主張する石油産出州の利害対立が横たわっていたのも事実である。

5 交渉による決着の模索

ICJ判決「拒否」を打ち出したナイジェリア政府にとって、その決着させ方が問題であった。判決の影響を被る地域住民の説得も必要であり、その動揺を抑えると同時に、対処策を提示せねばならなかった。政府声明からほぼ1週間後の10月29日、大統領官邸でバカシ住民の大ミッションと会見したオバサンジョ大統領は、ICJ判決は政治的に受け入れがたいとしつつも、「いつ、いかなる場所でも」カメルーンのビヤ大統領と会う用意があると明言した。バカシ地域を選挙区とする上院議員率いる代表団が「バカシ民族自決戦線」を自称して、国連はICJ判決を履行するなら「バカシ共和国」を新加盟国として受け入れろと気炎をあげる中、大統領はナイジェリアがカメルーンとの交渉に入るという立場を初めて示した。

両国間の交渉の皮切りとなる首脳会談は、今回もアナン事務総長の仲介により、11月15日にジュ

ネーヴで開かれた。オバサンジョ大統領が「決着への出発点」と称した会談では、最終決着にこそ至らなかったものの、両国首脳による対話継続、国境画定に係る諸問題検討のため、国連事務総長の特別代表が座長をつとめる混合委員会（mixed commission）を結成するなど一定の進展を見せた。「われわれはアフリカ人である国連事務総長の下での危機打開を決意した」（傍点——筆者）というオバサンジョのコメントは、きわめて興味深い。

12月1日、ヤウンデで始まった混合委員会の最初の会合は、両国が武力対立を避けて平和的解決を目指す意志を示すとともに、陸上国境画定のために専門家からなる小委員会を設置して地図を作成すること、そして混合委が2カ月ごとに定期会合をもつことなどをコミュニケとして発表した。これらは順調に進み、年明けの1月7～9日にジュネーヴで小委員会が会合をもち、作業プログラムと地図を採択、さらに2月5日には予定どおり、混合委員会の第2回会合がアブジャで始まった。

6 「勝訴」国のジレンマ

ICJ判決で「勝訴」したカメルーンにとっても、この交渉は重要な意味をもっている。当面の問題としては、判決を契機として生ずるであろう住民の移転に加え、ナイジェリア側辺境州での住民衝突に伴いカメルーンに流入した避難民への対処がある。ナイジェリア側では、こうした移住民や避難民に対処するため、国家難民委員会が国境近くの主要都市カラパーに事務所を設置するなどの施策を講じているが、今後は両国間に、相手国民の地位や処遇に関する了解が必要となろう。

中長期にわたる問題としては、カメルーン領と

認定された地域住民の統合問題が残されている。独立達成後、1961年に旧英領南カメルーンが同国と連合した後、1972年に英語系住民が連邦からの離脱を住民投票で決したものの、同年5月20日に旧仏領地域と再統一された経緯がある。再統一から30年余を経たにもかかわらず、いわゆる英語系住民による仏語系住民、さらにカメルーン政府への不満は大きい。ビヤ現政権の締め付けにもかかわらず、英語系住民の間には分離独立の動きも根強く、今回さらにバカシ半島をはじめとする国境地域で英語系住民を受け入れれば、この問題が拡大することは間違いない。

むすびにかえて

現在、アフリカ諸国間には100以上もの国境をめぐる争いが存在しており、その多くが1884年のベルリン会議以降の、植民地宗主国による「線引き」に起因している。ICJに提訴するケースもあるが、その判断の根拠もまた多くが旧宗主国間の交換公文、協定といった類の文書である。

今回のケースで、国連機関であるICJの判決で「敗訴」したナイジェリアは、これを「拒否」しながら、国連の仲介による交渉で決着を図ろうとしている。アナン事務総長が「アフリカ人」であるから、と言うのはレトリックにすぎまい。しかしながら、そこには交渉決着への志向とその道筋とが窺われる、と言っては言いすぎだろうか。

アフリカが直面する問題をアフリカ人自らが決することができるのか。ナイジェリア、カメルーン両国は、それぞれの国家と社会が抱えてきた矛盾へのチャレンジをせまられているのである。

（もちづき・かつや／地域研究第2部副主任研究員）